

平成24年4月24日

答 申

第1 審議会の結論

開示請求拒否は適当でない。第7に記載の審議会の判断を踏まえ、改めて開示決定等をすべきである。

第2 本件異議申立てに至る経緯

平成23年 6月 3日 公文書開示請求
平成23年 6月15日 開示請求拒否通知
8月 8日 行政不服審査法第6条の規定による異議申立
8月11日 異議申し立てについての補正命令
8月18日 異議申し立てについての補正(本件異議申立て)

第3 開示請求の内容等

(1) 開示請求の内容

- ① 平成22年第3号事件(〇〇〇〇事件)あっせん案
- ② 平成22年〇月〇日鳥取県労働委員会の議事録

注

- ・開示請求の件名に特定の事件名(=事業主名)が明記されている。
- ・異議申立人があっせんの当事者(労働者側)である。

(2) 実施機関(労働委員会)決定内容

開示請求拒否(存否応答拒否)

(3) 実施機関の開示請求拒否理由

個別労働関係紛争のあっせん手続の性質上、本件公文書の存否を答えるだけで、特定の事業者にかかるあっせんの有無等が明らかにされ、あっせんに関わる労働者も特定されるおそれがあり、非公開を前提としたあっせん手続において保護されるべき個人及び事業者の権利利益が侵害されることになるほか、あっせん手続の適正な遂行に支障を及ぼすため

第4 異議申立人の説明

- (1) あっせんにおいて、あっせん員が〇〇(異議申立人の勤務地)では裁判は出来ない、裁判をすると何度も〇〇(勤務していた企業の本社所在地)に行かなければならないと嘘を言って、心身耗弱状態であり、正常に判断できる状態でなかった異議申立人にあっせん案への署名を強制した。

騙されてあっせん案に調印したのであれば、錯誤として当然無効であると労働委員会事務局から説明された。

よって、あっせん案は無効であり、拘束されることはないので議事録は公開されるべき。

(2) 労働委員会は、会社や個人事業主のためでなく、自らの不正・不法行為犯罪を隠すために開示請求拒否をしており、失当である。

行政にとって1番大切なものは人の命と権利を守ることであり、今後、犠牲者を出さないためにはすべてを公にして事件を解明する必要がある。

自分が勤めていた企業は、パワハラを野放しにし、被害者が多いのにそれを隠すために協力する労働委員会はおかしい。あっせん員がなぜ嘘をいい、自分を騙してまであっせん案を強制したのか解明しなければ、今後も被害者が出続ける。

- ・あっせんにも十分な時間がかけられなかったし、用意した録音テープ等も聞いてもらえなかった。
- ・あっせん員があっせん対象企業役員に「ありがとうございました」といい見送りしていた。

(3) 訴える人の近くで裁判できることくらいあっせん員は当然知っているとして事務局から説明された。本社所在地でなければ裁判できないというのはあり得ないほどひどい嘘であるが、このような嘘をつけるのは非公開だからである。公開されるとわかっていたら嘘はつけないはず。

(4) 事業者が特定されるおそれがあるのならその事業者名を黒く塗れば良いだけのことであり、開示請求を拒否する理由にはならない。

(5) 労働委員会に、直接出向きあっせんに対する思いを話しており、あっせん員から回答がきているのに、理由説明書で「公文書開示請求拒否事由に関連するものは見受けられない、申し立ての主張に不知である」など嘘をついている。

(6) あっせんが公平に行われたのならともかく騙したのだから労災の認定のため、パワハラをする会社を守るより次の被害者を出さないため、労働委員会の不正や不法な行為を2度と起こさせないため、情報を公開して欲しい。

第5 実施機関の説明

(1) 本件は、個別あっせん事務について具体的な事件名(あっせんを受けた事業主名)を特定したうえで、個別あっせんの記録の開示を求めるものである。

よって、その存否を応えることは、①当該事業主において個別あっせん事務の対象となった個別労働関係紛争があった事実、②当該事業主又はその労働者が労働委員会に個別あっせん手続の申請を行った事実、③特定の日当該事業主及びその労働者の間で個別あっせん手続が行われた事実、④特定の日当該事業主及びその労働者の間で個別あっせん手続が行われ当事者間で和解が成立し又は和解が成立しなかった事実、それぞれについての有無を明らかにすることと同様の結果が生じる。

① 鳥取県情報公開条例(以下、「情報公開条例」という。)第9条第2項第6号に規定する「非開示情報(事務事業支障)」を開示することとなることから、情報公開条例第12条第5号の規定を適用し、本件請求文書の存否を明らかにしないまま開示請求を拒否することが妥当

- ・個別あっせん事務の手続非公開に対する労働者及び事業主の信頼を損なう。
- ・今後、労働者にとっては、事業主の名称等から当該労働者が公に識別されることなどのおそれ、個別あっせん手続の申請を行うことや個別あっせん手続への参加を躊躇し、ひいては、それらを思いとどまることになるおそれが生じる。

- ・事業主にとっても、本件存否情報が公にされると、今後、当該事業主の社会的評価及び信用が低下することをおそれて、個別あっせん手続の申請を行うことや個別あっせん手続への参加を躊躇し、ひいては、それらを思いとどまることになるおそれが生じる。
- ・本件存否情報が公にされると、今後、労働者及び事業主が個別あっせん手続に参加しても、あっせん員が事情聴取する際、当事者が自由に率直な意見を述べることができず、自主的な紛争解決が促進されなくなるおそれが生じる。また、あっせん員の率直な意見を述べることや意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれも生じる。

② 情報公開条例第9条第2項第1号に規定する「非開示情報(法令秘)」を開示することとなることから、情報公開条例第12条第5号の規定を適用し、本件請求文書の存否を明らかにしないまま開示請求を拒否することが妥当

- ・鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例(以下、「紛争解決促進条例」という。)第9条の規定により、あっせん員は職務上知ることができた個別あっせん事務に係る情報について守秘義務が課せられている。このことは、当該あっせん員がその職を退いた後も同様とされている。
- ・紛争解決促進条例第11条の規定の委任を受けて知事が定めた鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例施行規則(以下、「紛争解決促進条例施行規則」という。)第10条の規定により、個別あっせん手続は非公開と定められている。

③ 情報公開条例第12条第2号の規定(法人の権利を害する情報)を適用し、本件請求文書の存否を明らかにしないまま開示請求を拒否することが妥当

- ・情報公開条例第9条第2項第3号の趣旨は、同条例第12条第2号の規定の適用においても妥当するところである。
- ・当該事業主の労務管理に何らかの深刻な問題点があるかのように県民等に理解されるおそれが生じ、当該事業主の社会的評価及び信用を低下するおそれにつながるようになる。また、特定の事業主の経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報に相当する。(情報公開条例第9条第2項第3号アに該当)
- ・個別あっせん事務は、労働者及び事業主の権利義務関係を直接形成する行政処分(命令)によって紛争を解決するものではなく、労働者及び事業主の任意かつ自主的な手続協力によるものである。よって、本件は、特定の事業主にとって、任意協力手続に係る事項の情報であり、「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で事業主が任意に提出した情報」に相当する。(情報公開条例第9条第2項第3号イに該当)

④ 情報公開条例第12条第1号の規定(個人の権利利益を害する情報)を適用し、本件請求文書の存否を明らかにしないまま開示請求を拒否することが妥当

- ・情報公開条例第9条第2項第2号の趣旨は、同条例第12条第1号の規定においても妥当するところである。

・個人情報に該当し、法令等の規定又は慣行により公にされ、又は公にすることが予定されている情報には当たらない。(情報公開条例第9条第2項第2号に該当)

- ⑤ 情報公開条例による開示は開示請求者が誰であるかは考慮してはならないと解される。
また、個人情報の開示請求は、鳥取県個人情報保護条例（以下、「個人情報保護条例」という。）第26条第1項により、情報公開条例の開示請求は行わないこととされている。

- (2) 理由説明書の「その余の申立人の主張については不知」とは、開示請求拒否事由と関連しない部分については、その事実を認否する立場にないという意である。

第6 本件異議申立て審議の経過

平成23年	9月28日	諮問書を受理
	10月25日	実施機関が理由説明書提出
	11月18日	異議申立者が意見書提出
	12月9日	実施機関が補足説明書提出
	12月20日	実施機関が意見陳述、審議
平成24年	1月5日	異議申立者が補足説明書提出
	1月17日	異議申立者が意見陳述、審議
	3月12日	審議

第7 審議会の判断

1 開示請求拒否の妥当性について

次の理由により開示請求拒否は適当でないと考える。

(1) 判断に当たっての基本的な考え方

当審議会としても、事件名を特定した個別あっせんの開示請求に対しては、開示請求拒否をすることが一般的であると認識している。

しかし、行政事件訴訟の場合、処分の適法・違法の問題が対象となるのであり、裁量権の逸脱や濫用は別として当不当の問題は扱われないこととなるのに対し、情報公開審議会の答申においては、処分の当不当の問題も扱われることとなっているのが一般的である。

住民の立場からは知る権利が尊重されることであり、自治体は自己統制の契機としても活用できることから、積極的に妥当性についても審議することが審議会の重要な役割と考えている。

また、鳥取県では、情報公開は県民の知る権利に応えるため、その例外である非開示は真にやむを得ない場合に限定するという方針であり、審議会としても高く評価しているところである。

(2) 実施機関の説明についての見解

ア 実施機関は、情報公開制度においては、誰にでも同じものが開示されるべきと主張しており、本審議会も過去の答申においてその趣旨の答申をしているところである。

しかし、本件については、仮に「〇年〇月のあっせんに関する事」という開示請求であれば、開示請求拒否にならないと考えられる。

あっせんの当事者が請求している本事例について、わざわざそのような開示請求を本人あるいは知人に改めて行わせるのは実質的に意味がなく、そのような扱いは適当かどうか疑問である。

「〇年〇月のあっせんに関する事」ということであれば、一般に企業名等を特定できないため開示しても不利益はなく、それで内容がわかる人はそもそも事案を知っているということであり、新たな事実を広めるものではないからである。

なお、一般人が「〇年〇月のあっせんに関する事」ということで内容がわかるのであれば、それは公知ということであり、また不利益がない。

イ 本件については、県職員であれば、一般的に考えて事件名を特定して開示請求を行っても、開示されない可能性が高いことは容易に予想できるはずであり、事件名を特定せずに開示請求、あるいは「私のあっせんに関するあっせん案」等として個人情報の開示請求を行うように教示すべきであったと考えられ、相談・受付時の対応にも疑問が残り、柔軟に対応すべきであったと考える。

ウ また、本人確認をしていないという形式に重きを置くことも1つの考え方と思われるが、本件についてはその経緯等から本人であることが容易に認識出来たと思われ、これについても実質に重きを置いた対応が適当であったと考える。

エ 何人に対しても同じものを開示されることが原則であるが、上記ア～ウの事情を踏まえることとあっせんの当事者にあっせんを受けたということ自体を開示しないというのは形式的な判断に過ぎると考える。

オ なお、個人情報保護条例第26条第1項で、個人情報の開示請求は、情報公開条例の開示請求によらないことが定められているが、本件については情報公開条例、個人情報保護条例による開示請求が併せてなされていることや異議申し立ての内容を踏まえると、本件は必ずしも個人情報についての開示請求と認識する必要もない。

カ 紛争解決促進条例があっせん員に課している守秘義務の対象はいわゆる実質秘であり、本人にあっせん内容を説明することは該当しないものとする。

2 改めて開示決定等する場合の考え方

ア 開示するのは、事件名を特定しない一般的な開示請求があれば開示する範囲となる。

イ なお、労働委員会において開示請求拒否決定されており、当審議会が答申において当該文書の存否について言及することは適当でない。それにより特定の企業があっせんを受けたかどうかは明らかになるためである。

よって、開示請求された個別あっせんが実際になされ、開示請求された文書が存在すると仮定して審議・答申している。

ウ 情報公開条例は県が保有する情報は、原則として開示することを定めており、本件については、本審議会における審議の過程でも、適切にあっせんがなされているのなら、あっせん員の発言等はすべて開示されても問題ないはず、開示されて困るのは不適切な個別あっせんのみだという考え方も理解できるという意見やあっせん内容を開示することにより忝意を排除した透明性が高い個別あっせんが出来るというメリットもあるという意見もあったところである。

エ しかし、紛争解決促進条例施行規則により個別あっせん手続は非公開とされている。

あっせん手続の非公開は、あっせんの内容を記録した文書の非開示に直結するものではないと解されるものの、労働委員会のホームページ等でもそのことが明示され、実際にそれを信頼して個別あっせんに参加し、発言されているという実態を踏まえると、特別な理由があるにしても個別あっせんの内容がわかる部分について労働委員会が開示することは、個別あっせんに対する信頼を失う。場合によっては開示されるということになると、労働者・事業者が利用を躊躇し、紛争解決促進条例第1条の「鳥取県が個別あっせんの制度を設けることにより、県内で発生した個別労働関係紛争を迅速かつ適正に解決する」という趣旨を没却させることとなりあっせん事務に支障が生ずるおそれがある。

また、個別あっせん手続の非公開は全国で統一的な扱いであり、これを公開することは、単に鳥取県が行う個別あっせんだけでなく、様々な影響を与えるものである。

オ 以上により、開示するのは個別あっせんの内容が明らかにならない範囲が適当である。

個別あっせんの内容が明らかにならない部分も、広義ではあっせん手続の一部と解する余地があるかも知れないが、あっせん手続の非公開は、あっせんを受ける者の保護のための規定と解され、形式的にすべて非開示とすべきあっせん手続と解することは適当でなく、厳格に解するべきである。

具体的には、個別あっせん日時、あっせん員が行った制度の説明内容等は開示されるべきである。

制度の説明内容等は、本来裁量があってはならない部分であり、公開による具体的な不利益がない一方、あっせんにおいて適度な緊張感を確保できることにつながると思われる。

本件において特に異議申立人が開示を求めている裁判の管轄についてのあっせん員の発言の記録は、一般的な制度の説明内容であり、個別あっせんの内容を明らかにするものではなく、開示されるべきものとするものとする。

3 その他

ア 本件については、仮に開示しても第三者の情報を開示するものではないと考えられること及び開示請求拒否決定という性格上、本審議会は答申に当たり事業者への意見照会等を行っていない。

仮に労働委員会において開示決定等をする場合、必要に応じて、第三者意見照会を行うべきである。

イ 議事録を基本的に作成しないのであれば、仮にあっせんを受たとしても、不存在決定により、その事実が明らかになるわけではない。

そのような事情があれば、開示請求者に開示決定前に説明しておくべきであったと考える。

ウ 2のアにより、仮に開示決定等を行う場合、文書の件名は、「〇年〇月のあっせんに関する・・・」、「あなたに係るあっせんに関する・・・」等と記載することが適当である。